

↳ 退職一時金と退職年金

Q : 当社の役員がこのたび退職しますが、業績不振のため退職金を一時金では支給できません。退職年金という方法もあるそうですが、取扱いの違いは何でしょうか？

A : 会社側では損金算入時期が、役員側では所得の計算方法が異なります。

【解説】

会社が支給する役員退職金は、その額が過大であると認められる部分を除き、その支給した全額が損金に算入されます。これは退職一時金であっても退職年金であっても同じです。異なるのは、損金に算入される時期で、退職一時金は株主総会等の決議で支給額が具体的に確定した日の事業年度、又は損金経理により実際に支給した日の事業年度の損金になります。一方、退職年金については、退職年金を支給すべき時の損金になります。

また、役員側の取扱いですが、退職一時金の場合は、退職所得となり、他の所得と分離して課税されます。この際、収入金額から一定の退職所得控除額が控除され、その2分の1が退職所得の金額として課税されることとなります。一方、退職年金の場合は、雑所得として課税されることとなります。この場合は、年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額が雑所得とされます。

退職一時金と退職年金では以上のような取扱いの違いがあります。個人及び法人の所得によってどちらが有利とは一概には言えませんが、一般的には退職一時金の方が税負担が少ない場合が多いようです。

